

(この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の最終需要者が記入するものである。)

供給者名

(日本の輸出者名)

記載漏れ注意

最終用途誓約書
(経済産業省への提示を目的とするもの)

中国語等現地語で記載する場合は英語による表記も併記

第1節：関係者

- (a) 輸出者名 _____
- (b) 買主名 _____
- (c) 買主の住所 _____
- (d) 荷受人名 _____
- (e) 荷受人の住所 _____
- (f) 最終需要者名 _____
- (g) 最終需要者の住所 _____
- (h) 貨物等の使用場所 ((g)と異なる場合) _____

契約上の住所と実際の使用場所が違う場合、実際の使用場所を記載 (本社住所で契約し、別住所の工場で使用する等の場合)

第2節：貨物等 (貨物, ソフトウェア, 技術)

- (a) 貨物等の説明 (例：製造者名 / 型, 等級, 種類, シリアルナンバー) _____
 - (b) 数量 / 重量 _____
- _____

どちらかの記載で可

確認可能なものはすべて記載

貨物とプログラムの同時申請時、プログラムの記載漏れ注意

最終需要者が当事者となる契約について記載

(c) 契約番号 / 契約のサイン日 _____ / _____

第3節：誓約事項

- (a) 第2節で示した貨物等の用途は次のとおりです。 _____
- (b) 上記の貨物等及び／又はその複製は、大量破壊兵器の設計、製造及び／又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又は IAEA 保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。また貨物等の使用は民生用途に限ります。
- (c) 上記の貨物等は第1節に記す最終需要者以外は使用せず、 _____ (最終仕向国)にとどまります／で消費されます。
- (d) 我々 (私) は、上記の貨物等を再輸出しません。なお、やむを得ず当該貨物等を再輸出する場合、経済産業省から義務を課された _____ (日本の輸出者名) の書面による事前同意を得ます。
- (e) (上記の貨物等が技術を含む場合 はい), 当該技術を対外秘のものとして厳格に取扱います。
- (f) 追加的な誓約事項等: _____
- (g) 上記の貨物等の所有権・使用権は、やむを得ない事情がある場合に限り、第三者が経済産業省の規定する誓約事項を受け入れる場合であつて当該第三者が民生の事業活動を行っている場合にのみ、当該第三者／社に移転されるものとします。
- (h) 我々 (私) は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

申請内容明細書等、提出書類への記載内容と整合的に

実行型プログラムの提供時はチェック不要

会社／組織の代表者又は権限委任された者の署名

署名者による直筆のチェック

会社／組織名、(ブロック体) 署名者の名前及び肩書き

日付

記載漏れ注意

(注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名を行うこと)

消さない